HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | ザミーンダール・ライーヤット関係の原型 : インド社会史への試論 |
| Author(s) | 高畠, 稔 |
| Citation | 北海道大學文學部紀要, 18(1), 103-147 |
| Issue Date | 1970-03-30 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/33339 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 18(1)_PR103-147.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# ザミーンダール・ライーヤット関係の原型

## ――インド社会史への試論――

高畠　稔

# ザミーンダール・ライーヤット関係の原型

## ――インド社会史への試論――

高畠　稔

### 一　はしがき

一　植民地・従属国（あるいは後進国・発展途上国・低開発国）の社会経済史研究において、重要な問題のひとつは、それらが外国資本主義の支配下におかれた時点での社会構成の態様を明らかにし、その発展段階を確定することにある。私はこの問題を十八紀後期から十九世紀初期のインド東部について考え数篇の論説を発表したが、[1] これらはともすれば個別的事態の詮索に終始しがちであり全体像への展望を欠くものであった。そしてまた私が稚拙な作業を始めてから後の諸研究の集積も、既往の私見の自己批判を迫るようになっている。また、粗野なものでも全体像構成への試みをしておくことは、成立して二十年にみたない日本の南アジア史研究の現状からみて必ずしも無意味ではない。

小稿は私の見解のうち表題に関する部分を、近年の諸研究やその後に求めえた資料にもとづいて再検討し、併せて若干の仮説の提示を意図するものである。

## 二　植民地支配成立期におけるインド東部地方の社会構成研究において、まず私自身の採用した資料と方法から略述しておきたい。

十八世紀後期の同地方は、経済的には主に自家需要充足を目的とする農業生産が優勢であり、それゆえ土地をめぐる諸権益を軸として政治的・社会的諸関係が形成・展開されるという状態にあった。棉花やタバコのような商品作物の栽培が広汎にみられ（拙稿三）、いわゆる閉鎖的・自給自足的な「村落共同体」が支配的な社会経済のあり方であったと考えることはできないが、商品生産を基軸とする諸関係が優勢であったというのではない。後者の関係が前者の関係を解体せしめつつある途上にあったのである。

この状態の分析結果を、土地所有関係、権力構造のそ他の視角から整序し、ひとつの社会構成体の像を提示するためには、資料とその然るべき操作が必要である。インド植民地時代初期の農制史資料として既往の研究が依拠してきたのは、植民地政府による土地所有権者＝地租納入義務者の確定とその地租額決定のための作業—これを'Land Settlement,' 'Revenue Settlement' という—の過程で書かれた行政文書が主であり、従って記述内容はもっぱら租税法的観点からする土地諸権益の説明を中心とする。そして植民地行政官の学問として始まったインド植民地時代の土地制度研究が、総体としては、以上の観点を克服し新たな展望を拓く論理を見出さずに今日に至っていることは改めて説くまでもない。(2)

私の従来の資料分析の手法は以下のごとくである。つまり行政資料あるいはそれに類する他の資料の記述内容を、(一) 直接生産者に関係する事象――その土地に対する権益、生産労働のための諸条件との関係など――と、(二) 直接生産者の剰余生産物収取者に関係する事象――その土地・生産物に対する権益、収取様式、直接生産者に対する支配諸制度とにいちおう分けて、それぞれについて確認される諸事実を、極めて初歩的な論理操作で関連づけて考える、ということであった。(もちろんこれは、社会階層が二つに截然と区別されることを意味しない。資料の読み方の問題である。) しかしかかる手法は結局の所、異なった資料に同一の操作を繰り返し与えることによって、研究を量的に拡大させるだけに終る危険がある。幼稚な資料操作によって確かめられた諸事実を整序し理論化するのではない限り、質的な発展は期待できるものではない。

三　次に前記のような単純な資料操作からひき出された結果――既発表論文の論点――を、先の(一)・(二)の視点にあわせて要約しておく。

直接生産者はライーヤット (*Raʿiyat*, Ryot, Ryut, *etc.*) と総称された。[3] かれらはインドの他地域におけると同様に、ほんらいは自治体的内部統治組織[4]と共同体内分業とをもつ村落をなして生産に従事していた、と想定されるが、ベンガルに関しては不便なことにこの後者の側面を具体的に示す資料は残されていない。従ってわれわれはこの点を不確実な推測を委ねるほかない。ただ農民についてはかなりのことがわかる。かれらは大別して自己の居村で農業に従事する者 (クド＝カーシュト *khud kāśt, ḫud kāśt*) と、他村の土地を耕作する者 (パーイー＝カーシュト *pāi kāśt*) とに分けられ、前者は他の侵犯を許さないほどに強度な土地占有の権利を有し、かつ自己の計算において農業に従事していたといわれる。[5] つまり大多数の農民は自立再生産者の外見を呈し、しかもかれらの間にある階級分解が生じて

いたこと、そしてその分解の一現象形態として、村落間の出作・入作がひろく行なわれていたこと、村落内部において地主・小作関係が形成されつつあったことを知りうるのである。[6] 土地保有者・農民諸カーストと職人諸カーストとの間には、おそらくジャジマーン＝カミーン関係が存在したと推測されるが明証をえない。自治団体的構成とカースト分業体制とを特徴とする「村落共同体」は、それがかって存在したにしても、十八世紀後期から十九世紀初期にかけては、以上にのべたごとく土地保有者・農民諸カースト内部の階級分解によって、実際にはより富裕な農民層によるより貧困な農民層の収奪機構としての性格をも内包していたと考えられる。

ライーヤットからの貢租収取と収取分の一定部分の国家への輸納とは、ザミーンダール（*zamindār*）、フズーリー＝タアルクダール（*ḥuzūri ta'alluqdār*）によって行なわれた。[7] ビハールではザミーンダールの所領が狭小なため、諸ザミーンダールの上に国家の収租官アーミル（*'āmil*）がおかれた。ザミーンダールのライーヤットからの収取は土地貢租に限られず、荒廃地・湖沼・河川など領内非耕地部分の用益料や臨時的諸課徴をふくむものであり、[8] ザミーンダールは自己の領内で開かれる市場、領内を通過する商人または商品に対しても上納金や通関料を納入させた。[9] ザミーンダールはまた領内で一定の裁判権・警察権を行使したことが明らかである。[10] そしてタアルクダールもまたより小さな規模でこれらの権力を行使した。[11] これらのことはザミーンダール・タアルクダールが一定の領主的権益をもったことを示すものである。ムガル国家はかかる領主的階層を媒介として貢租を徴収した。[12]

**四**　概略以上のごとき根拠、つまり直接生活者における自立再生産と領主的権益の支配とをもって、私は植民地支配成立期のベンガルを「封建的」社会として把握しうると考えた。[13] もとよりここには、インド的特殊性としてのカースト間分業体制があり、ザミーンダールの著しい国家への従属性はあった。また日本・西欧中世の特色たる封建家臣団の

存在は指摘されていない。[14] しかし以上の根拠は当時のベンガルがともかくも現象的には「封建的」土地所有と規定しうるものを内包していたことを示すものである。[15]

但しこの「封建的」社会は十八世紀後期には変容過程にあった。棉花のごとき基本的生活資料は既に商品作物として栽培されており、嗜好品たるタバコも同様であった。[16] かかる商品経済の抬頭の中でベンガルでは貢租金納化が実現されており、[17] ザミーンダーリー売買のような事態やザミーンダールの負債状態を生じていた。[18][19]

**五** 以上が私の今までの研究の大筋であるが、そこには方法・観点の上での大きな欠落がある。第一は「封建的」諸特徴が十八世紀後期という一時代の断面に水平的に配列されたのみに終り、諸関係の歴史的展望を与えなかった点である。第二は資料に記載された租税法上の諸関係によって蔽われている農村社会内部の——前者をかりに公法的諸関係とよぶならばその内付たる私法的諸関係を、ほとんど明らかにしなかった点である。かかる欠落が生じた原因は、いちおうは歴史的展望なり私法的諸関係なりを端的にこの時代について示す研究や資料がほとんどない、という事情によっても弁解できるが、根本的には私自身が素朴実証主義以外のいかなる論理をもちあわせていなかったこと、判断の枠組みが脆弱であったこと、のためでしかない。

たとえば、インド社会について「封建的」性格を云々するのであれば、その「封建」の中にいわゆる「アジア的」特質がいかなるかたちで貫徹しているかを読みとることを、私は自らに課すべきであったし、その点については継承すべき理論的著述[20]を無視してはならなかった。またその「封建」が現代における「反帝・反封建」といかなる歴史的脈絡を有するかについても、思索を怠るべきではなかった。[21] 再検討の眼目はここにある。

(1) 拙稿一「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層(Raiyat)について」(「史学雑誌」六八—一〇)、二「永代定額地租査定以前のザミーンダールについて」(「東洋学報」四二—二・三)、三「ベンガル棉・タバコ栽培史料(一七八九年)覚書」(同四七—二)、四「十九世紀初期のビハール州におけるRaiyatの階層構成—F・ブキャナン報告の研究 一」(「北大文学部紀要」一三—一)、五「十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて—同 二」(同一四—二)、六「植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向—ブルニア県の富農層についての覚書」(同一五—二)、七「コーンウオリス=システム批判論の形成」(同一七—一)。

(2) ひとつの反省として拙稿五第一節、最近の学界動向として桶舎典男「インド近代経済史におけるイギリスの植民地支配—主として最近のインド人の業績をめぐって」(「一橋論叢」五五—五)参照。

(3) 一般に「農民」と理解され、私もしばしばそのように書くが原義は「駱駝群」、転じて「保護を受ける者」・「臣民」を意味し、インドでは租税法上の用語としてザミーンダールに貢租を支払う者をさす。ライーヤットの語義を公法上の貢租負担農民=土地保有農民に限定する用法もあるが、手工業職人もライーヤットでありうるし(拙稿五第三節註26)、貢租負担農民を特に *malgudari ra'iyat* とよび刈分小作農を *adhia ra'iyat* とよぶ用語法もあったらしい(同第二節七)ので、私はライーヤットを直接生産者一般と解する。

(4) 拙稿一第六節、同五第四節で主に村落の首長について述べた。

(5) 拙稿一第二・三節。実際にはA村のクド=カーシュトがB村に入作すればそこではパーイー=カーシュトとなる、という例はあったものと思う。なおこれと関係して拙稿四第八節末の両者の人口比を三対一ないし二とした指摘は、概数としては差支えないが、職人カーストの農業労働者をもパーイー=カーシュトにふくめるよう誤解されるおそれがあり、記述が正確ではない。

(5) 土地保有農民カーストにおける階級分解の状況については地域的に限定されるが、拙稿六第二・三節を、一八一〇年ごろのビハールのそれについては同五第四・六節を参照。拙稿五の「郷紳層」は相重なる征服の過程で既存農業社会の上方に累積された支配層と考えられるが、今はその点を問う必要はない。十八世紀後期ベンガルの農民諸階層については、N. K. Sinha, The Economic History of Bengal from Plassey to Permanent Settlement, vol. 2, Calcutta, 1962, *pp*, 131–144. 参照。

(7) 拙稿二第一・四・五節、松谷賢次郎「ベンガルのザミーンダールについて」(「アジア経済」五—一・二)、N. K. Sinha, *op cit., pp.* 119–128. 参照。

(8) 拙稿一第四・五節参照。

(9) 拙稿二第六節参照。

(10) 拙稿二第二・三節、N. Majumdar, Justice and Police in Bengal *1765–1793*, A Study of the Nizamat in Decline, Calcutta, 1960, *pp.* 32–33, 35, 37–40, 50–53 ; A. C. Patra, The Administration of Justice under the East India Company in Bengal, Bihar and Orissa, Bombay *etc.*, 1962, *pp.* 14–15, 20–21 ; N. K. Sinha, *op cit.*, *pp.* 128–131. 参照。これらの権力を通してザミーンダールがカースト的身分秩序や分業体系を維持し、支配の一支柱としたと考えられる。なお上掲拙稿ではザミーンダールが兵力をもつことを指摘したが、これについてはベンガルの例ではないが、I. Habib, The Agrarian System of Mughal India, (1556–1707) Bombay *etc.*, 1963, *pp.* 163–169. をも参照。

(11) 拙稿二第四節参照。

(12) ヒンドゥー王朝期およびムガル支配以前のムスリム王朝期のベンガルの事情は審かでないが、ムガル支配の波及した時代には領主的階層は既に形成されており、ムガル支配者はかれらの既得権益を容認するかわりに貢租を納入させるという関係を結んだものであろう。拙稿二第二・四節でふれたごとく、ムガル国家によるザミーンダールの任免、ザミーンダーリーの売買などの事態が、この後発生している。

(13) 拙稿一第八節、同二第七節参照。但し私が実証しえた範囲は、非常に狭いので構成も粗雑である。「封建的」と括孤したのはそのような限界を考えてである。

(14) ザミーンダールに従属する軍事要員についてはそれがムガル国家によって直接掌握されたものでなく、会社政府によって解体されたものでもあったため、従来本格的に検討されていない。管見の範囲では、一七九二年九月一日受信の、ダラング(Darang) のザミーンダール、マハーラージャー＝クリシュナ＝ナーラーヤンの下にあった、リザーラダール (*risāladār*, *resāladār*)・ジャムダール (*jam'dār*, *jamadār*)、バルク＝アンダーズ (*barq-andāz*, *baragandāj*) たちから会社政府宛の訴状の一節が、かれらの性格を示す唯一のものである。訴状の主旨は、かれらが会社政府の名をかたってアッサムを却掠したという問罪に抗議したものであるが、その一節が次である。これによれば、かれらは在地人口外から徴募されている。

私どもマハーラージャーの従士(チャヤーカル)は、さまざまな地方(ムルーク)から来てその側に仕え、日を送り［私どもの］家族(パリジャナード)などの生活を支えておりました。私どもの塩(ニマクル)の法(サリヤット)（忠節の道）はかくのごとくであります。ある人に仕える時にはその人の命令どおりに行動するのです。会社となのってアッサム国(ムルーク)を却掠してはいません。一政府(サルカール)に仕えながら他政府(サルカール)をなのる理由がありましようか。

(Sūrendrnāth Sen, Prātīn Bāṅgāla Patra Saṅkalan, Kalikātā, 1942, *p.* 39.)

(15) 拙論への批判は、松井透「インド近代史における『後進性』について—一方法論的反省」(『歴史学研究』二六二)、川田侃・編「インドの経済開発と国際収支」(アジア経済研究所 一九六三年)所収、西村孝夫「インド木綿工業史」(未来社、一九六五年)補論二をみよ。

(16) 拙稿三参照。

(17) 拙稿一第四節参照。貢租形態の推転については、同五第二節参照。

(18) 拙稿二第六節参照。

(19) 植民地支配成立期のインドを封建社会解体期とみるのは、ソヴェトのインド史学界の定説である。その解体の指標は、国家的＝封建的所有に対抗する、私的＝封建的所有の成長。商工業部門におけるブルジョア的諸関係の形成、村落共同体の解体、独立的新国家群の形成、農民反乱の続発などである。ソヴェトの学界動向としては、E. N. Komarov, "Russian Pre-Revolutionary and Soviet Studies on the Economic History of Modern India," *in* T. Raychaudhuri (*ed.*), Contributions to Indian Economic History, vol. 1, Calcutta,1960, *pp.* 98–100 ; *Do.*,"Colonial Exploitation and Economic Development (Some Problems of the Economic History of India under Colonial Rule)," *in* Deuxième conférence internationale d'histoire économique, Aix-en-Provence, *1962*, Paris –Le Haye, 1965, *pp.* 732–733. 参照。教科書・概説書風の叙述として K.A. Antonova, N.M. Goljdbjerg, A.M. Osipov (*ed.*), Novaja Istorija Indii, Moskva, 1961, *str.* 13–74. が有益である。インド人マルクス主義社会科学者もほぼ同様の見解を示す。R. Mukherjee, The Rise and Fall of the East India Compary, A Sociological Appraisal, *2nd edn.*, Berlin, 1958, *pp.* 139–212 ; S. C. Jha, Studies in the Development of Capitalism in India, Calcutta, 1963, *pp.*1–142. 参照。但しこの「解体」現象がブルジョア的諸関係を全社会的に展開するものであつたか否かはなお検討を要する。

(20) 羽仁五郎「東洋に於ける資本主義の形成」(三一書房 一九四八年)第二章「印度社会とイギリス資本主義」。本書所収の論文はもと「史学雑誌」四三(一九三二年)に連載され、後「明治維新史研究」(岩波書店一九五六年)に収められた。本稿では三一書房版から引用する。

「アジア的」云々の概念は断るまでもなくK・マルクスの著述・書簡に負うものであるが、私はこれを、生産する個人の土地所有がかれを成員とする種族的(血縁的・擬血縁的、したがつて家父長的)集団の土地所有によつて媒介されたものとして現われ、かつかかる諸集団の土地所有のための共通する諸条件が

それらの上位に立つ統一体（政府）の事業として営まれるごとき関係、として考えておく。ただし、この「統一体（政府）」を王朝国家権力と直接同一視して、「一君万民」的体制を構想するものではなく、大小の「統一体（政府）」の階統的関係の存在を仮定したい。付言すれば、私の関心はいわゆる「アジア的」段階にはなく、インド「封建」社会の「アジア的」特質の解明にあり、実証的に確認しうる史実を整序して仮説を立てるためにこの概念を用いるにとどめたい。

(21) 学界における「封建制」概念の混乱ともいえる多様性は既に指摘されてきた所であるが（たとえば、矢口孝次郎「イギリス封建社会経済史」日本評論社一九四九年第一章第一節、上原専禄「歴史学序説」大明堂一九六一年所収『封建制度概念の多様性』参照）、日本を除くアジア諸地域の歴史研究においても、同じくこの概念の検討は充分とはいえない。積極的な概念規定としてみられるのは、仁井田陸「中国法制史研究　奴隷農奴法・家族村落法」（東大出版会　一九六二年）所収『中国社会の「封建」とフューダリズム』ぐらいのものといってよい。アジア史において「封建」を歴史的に問題にするとすれば、それは資本主義に移行する前提条件としてではなく、帝国主義支配の一支柱としての、それゆえに相共に被抑圧階級の歴史的実践を通じて克服されるべきものとしての、「封建」でなければならないと私は考える。そのような意味での「封建」がインド史上で認識されてくるのは、一九二〇年代末から三〇年代にかけてである（H. D. Malaviya, Village Panchayats in India, New Delhi, 1956, *pp.* 189–202. 参照）。われわれがインドについて歴史的範疇としての「封建的」諸関係を問題にしようとすれば出発点はここに求められねばならない。中世西ヨーロッパとは違うというだけの理由で、植民地支配成立期のインド社会を「前近代社会」とよぶことで、問題が解決されるわけでなく、共産主義者のいう「封建」は政治的標語であって学問的でないとして斥けることによって、かれらのいう「反封建（arti-feudal）」の内容が理解されるわけでない。

私自身の概念規定はさしあたって、非生産者的土地所有者の経済外的強制力をもってする直接生産者の収奪を基礎におく社会構成を「封建的」なものとするが、これもまた史実整序のためのカテゴリーとして利用するにとどまり、西欧中世との類推や資本主義への移行を直ちに演繹するのではない。むしろ経過的な用語法であり、「アジア的」と同じく究極概念ではない。

なお後に参考するD・Dコーサンビー氏の著では、ヨーロッパ特にイギリスの封建制（Feudalism）に指標を求めているが、私は全体制的比較を意図するものでなく、生産関係に視点を局限したい。

## 二 「雑税(*badı jam'*, *māthaut*)」について

六 以上の反省から私は、旧稿の所論中の「雑税」と「地代」の形態転化との二つの問題を、異なった角度から再検討する。まず「雑税」についてであるが、私はこれをザミーンダールが「経済的強制」によってライーヤットから収奪する所の、「封建」的特権収入として理解していたが[1]、以下に説くごとくこれは不徹底な解釈であった。

七 次に掲げる一七八三年一月一三日の Bengal Revenue Consultations にみえる、Moysadul, Futta Sing 八アーナ分 (8 Annas Division)[2], Dinagepore, Satsyka, Tahirpore 六アーナ分、Mahomed Shahy の六ザミーンダールの家計調書[3]からわれわれは以下の重要な事実を読むことができる[4]。

第一表 ザミーンダールの家計収入

Ⅰ. Moysadul

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| *Mūśāharah* (月あたりの収入) | 29,730 | 12 | 15 | |
| 私有地 (own farm) 収入 | 3,239 | 0 | 15 | |
| *Deva Pūjā* 用地収入 | 2,461 | 10 | 17 | |
| *Deva Pūjā* 供物 | 1,076 | 13 | | |
| 各種 *Salāmī* (贈り物・上納) | 2,104 | 11 | 9 | |
| その他 | 9,683 | 14 | 1 | |
| 計 | 48,296 | 14 | 17 | |

Ⅱ. Futta Sing, 8 Annas Division.

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| *Mūśāharah* | 5,000 | | | |
| タールク収入 | 1,451 | 14 | 10 | |
| 私有地収入 | 45 | 7 | 10 | |
| *Sālkār* (特定作物産出地の税) | 27 | 10 | | |
| 結婚費用 (Marriage charges) | 33 | 9 | | |
| *Nāẓir* (宗教行事費用) | 417 | 8 | | |
| *Salāmī* | 557 | 14 | | |
| *Khamār hastobūd* (収入) | 57 | 7 | 4 | |
| 計 | 7,591 | 6 | 4 | |

Ⅲ. Dinagepore

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| *Muśāharh* | 159,375 | 0 | 0 | |
| 私有地収入収入 | 41,502 | 0 | 0 | |
| *Cākarān Zamīn*（従者給養用地収入） | 77,703 | 8 | 0 | |
| 家事使用人 (Domestics) 経費用地収入 | 26,621 | 10 | 17 | 2 |
| 各種 *Salāmī* | 25,197 | 5 | 0 | |
| *Holī* 祭の費用 | 9,727 | 7 | | |
| *Deva Pūja* 供物 | 53,319 | 6 | 13 | |
| その他 | 7,977 | 6 | 13 | |
| 計 | 401,423 | 12 | 3 | 2 |
| Ⅳ. Satsyka | | | | |
| *Muśāharah* | 5,108 | 12 | 9 | 13 |
| 私有地収入 | 1,434 | 6 | 16 | 2 |
| *Salāmī*（ライーヤットの支払うもの） | 546 | 0 | 0 | |
| 宗教行事用費 | 533 | 0 | 6 | |
| *Salāmī*（祭礼時の贈与として） | 817 | 5 | 0 | |
| 計 | 8,439 | 12 | 2 | 1 |
| Ⅴ. Tahirpore, 6 Annas Division | | | | |
| *Muẓāhara* | 2,416 | 15 | 15 | |
| 自営地 (*Ta'lūq, Tāluk*) | 1,426 | 6 | | |
| *Naẓar Bandobastī*（地代査定時の上納金） | 33 | | | |

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| *Naẓar bābat Daśaharā* | 20 | | | |
| （ダシヤハラー祭のための上納金） | | | | |
| 結婚のための Sidday Morrachak (?) | 20 | | | |
| *Naẓar salāmī* | 91 | | | |
| *Cākarān salāmī* | 77 | 10 | | |
| （ザミーンダールあるいはその従者の徴する私税） | | | | |
| 計 | 4,082 | 15 | 15 | |
| Ⅵ. Mahomed Shayhy, 13 Annas Division | | | | |
| *Muśāhara* | 14,440 | | | |
| *Bṛtti* 地* | 11,618 | 10 | | |
| *Sanad* 授与の際の贈り物 | 90 | | | |
| *Naẓar*（下僚任命の際の謝礼金） | 261 | | | |
| 宗教行事費用（ライーヤットより徴収） | 3,128 | | | |
| 罰金 (Fines) として徴収される *Ba'ḍī Jam'* | 12 | | | |
| 現金調達の Brtti | 1,750 | | | |
| 自営地 (*khāmār jam'*) | 1,194 | | | |
| *Cākarān salāmī*（従者よりの贈り物） | 353 | | | |
| 計 | 32,761 | 14 | (*sic*) | |

* *Bṛtti* (>*vṛtti*) はバラモンの扶持料をいみする。当領のザミーンダールはバラモンであった。

## 第二表　ザミーンダールの家計支出

### Ⅰ. Moysadul

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| 総　支　出 | 91,913 | 13 | 11 | |
| うち宗教行事費 | | | | |
| 内訳　*Deva pūjā* | 15.784 | 4 | 6 | |
| 教典読誦料 | 1,450 | 7 | | |
| 巡礼者への喜捨 | 3,224 | | | |
| 慈善事業 | 97 | 4 | | |
| バラモンへの喜捨 | 839 | 15 | | |
| 寺院建立 | 1,330 | 15 | 6 | |
| 宗教家への喜捨 | 1,135 | | | |
| 祖霊祭の費用 | 2,279 | 7 | 10 | |
| 葬儀の費用 | 622 | 9 | | |

### Ⅱ. Futta Sing, 8 Annas Division

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| 総　支　出 | 6,868 | 3 | 17 | 2 |
| うち宗教行事費 | | | | |
| 内訳　祖霊祭 | 300 | 10 | 10 | |
| *Debatār pūjā* | 1,263 | 10 | 17 | |
| 祭日 (Holy Days) の費用 | 103 | | | |
| バラモン祈禱料 | 129 | | | |
| 慈善事業など | 75 | 12 | | |

### Ⅲ. Dinagepore

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| 総　支　出 | 566,765 | 6 | 5 | |
| うち宗教行事費 | | | | |
| 内訳　祖霊祭の費用 | 180,346 | 11 | | |
| 宗教家への菓子代 | 177 | | | |
| 慈善事業 | 26,031 | | | |
| *Deva Pūjā* | 67,082 | 5 | 6 | |

### Ⅳ. Satsyka

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| 総　支　出 | 16,745 | 8 | 6 | |
| うち宗教行事費 | | | | |
| 諸祈禱・礼拝 | 982 | | | |
| 祖霊祭の費用 | 182 | | | |
| バラモンの喜捨 | 92 | | | |
| 慈善事業 | 76 | 4 | | |
| *Masjid* (?*sic*, Mudjud) の費用 | 538 | 15 | 6 | |

### Ⅴ. Tahirpore, 6 Annas Division

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| 総　支　出 | 4,629 | 2 | 17 | |
| うち宗教行事費 | | | | |
| *Gaurī pūjā* (? *sic*. Cowany Poojah) | 14 | 13 | 10 | |
| 祖霊祭の費用 | 371 | 7 | 15 | |
| *Deba Sebā* (*Deva sevā*) | 512 | | 12 | |

Ⅵ. Mahomed Shayhy, 13 Annas Division　Rs. As. Gs. Ks.

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総支出 | 43,602 | 5 | 3 | |
| うち宗教行事費 | | | | |
| 内訳　毎日の宗教儀式の費用 | 1,982 | 14 | | |
| 慈善事業 | 2,869 | 10 | 4 | 2 |

| | Rs. | As. | Gs. | Ks. |
|---|---|---|---|---|
| *Debata Pāja* の供物 | 8,531 | 4 | 1 | 2 |
| *Guru*（教師、導師）の費用 | 501 | | | |
| 祖霊祭の費用 | 1,412 | 11 | 5 | |
| バラモンの子たちの聖紐の費用 | 1,727 | 8 | 10 | |

まず第一表のムシャーハラ支給が示すように、当時この六人のザミーンダールは地租の国家つまり会社政府への輸納義務を停止されていたのであるが、そのような状態であるにもかかわらず、各自の所領においてはなお、租税法上の、ないしは公法的な諸関係によっては規定されない所の、いくつかの権益を享受し慣習にもとづく機能を営んでいたことが明らかである。換言すれば、地租輸納という公法的義務の視角からのみザミーンダールを把えるのでは説明のつかない、土地貢租以外の収入源があったことが知られるのである。

この種の公法外的な権益としては、私有地の存在[5]と祭儀・神事を名目とする収入の受得とがある。前者はともかくとして、後者は、祭祀料地をザミーン・ダールが所有するか、あるいは祭祀料をライーヤットから徴収する、というかたちをとっていた。これはザミーンダールが農村社会における祭儀・神事の執行となんらかのかかわりをもっていたことを示唆する。第二表は上掲家計調書の支出表のうち宗教行事関係の費目のみを摘録したものであるが、これらの行事が、こんにちわれわれの考えるごとき意味で、ザミーンダール家の純然たる私事として営まれたのか、それとも、当該地域社会――この内容の規定は後にゆずる――の住民の共同行事として営なまれたもので、ザミーンダールはその共同行事のなかで所定の役割を持ったのかは熟考を要するひとつの問題であるが、収入のあり方からすれば後の場合を考える方が妥当であろう。

## 八　正規の土地貢租 *mal* 以外の諸貢租・課徴に対する会社政府の対策

これを廃止することであった。すなわち

一方では、それらを *mal* と合算して新たな地租額の査定基準とするとともに、ザミーンダールに対しては、ライーヤットに借地面積と地代額とを明記した地券を発給することを義務づけ、地券面記載以外のいかなるとりたてをすることをも、罰則をもって禁じたのである。しかしこの規定は周知のように空文化したのであり、「非合法的とりたて(illegal exactions)」は跡を絶たなかった。(6)

九「非合法的とりたて」の実態をかなり明瞭に示す資料として、以下に掲げるのはラングプルの裁判所に勤めたトマス=シッソン判事の報告の一節であり、時代は一八一〇年代前半ごろのことである。(7)

(一) Coonry 郡(ベルガナ)の Rajchunder Chowdry の例。家屋購入費二、一〇〇ルピーとそれを祝うデーヴァ=プージャーの費用二、〇〇〇ルピーとをまかなうため、ライーヤットから一一、〇〇〇ルピーを *dalan kharac* の名目でとりたてたほか、孫の誕生式の費用一、二〇〇ルピーの調達のため、ライーヤットから五、〇〇〇ルピーを徴収した。

(二) 同郡の Sudasheb Raee の例。火災で焼失した家屋の新築費 *Ghar Banāi* をライーヤットに課し、峻工後も依然これを徴収した。また Mahabhaut (*sic.*) の祭の費用二〇、〇〇〇ルピーをライーヤットからとりたてた。

(三) Jyram Baboo の例。全所有地を請負人に委ねた後も毎冬象や馬を従えて村々をまわり、*Māingan* (*māingna*) および Bhukka (*bhaksya?*) の名目で貢納を徴収した。これはライーヤット各人に強制的に割当てられるもので、一般的に行なわれた私税徴収の様式である。

(四) Moonshee Himayutoollah の例。かれは植民地政府裁判所のサリシュタダールと収税官署のディーワーンとを勤めた。土地を購入したがその費用の半分を新たに借地人となったライーヤットから徴収し、さらに象の購入費用五〇〇—六〇〇ルピーをもライーヤットに負担させた。ザミーンダールが馬などでなく象に乗るのは、かれのライーヤットたちの名誉でもあるという理由で、かんたんにかれらを説得したという。

㈤ Raee Danishmund Niteenund の例。毎年ライーヤットから地代一ルピーあたり一アーナを余分に徴収し、自分の家の守護神（household-god）Bunwaree の祭の費用の一部にあてる。(8)(9)

一〇　これらの事例をもって、ザミーンダールの「経済外的強制」力の強固な残存を結論し、植民地政府の威令貫徹せずと説くのは、いちおう正当であっても充分とはいえない。ザミーンダールが家屋や象を購入する費用とか普請の費用とかを、虚構によらず事柄そのものを名目としてライーヤットから徴収しえたのは、いかなる根拠にもとづくか。ザミーンダール家の私事であるべき神事や誕生式の費用を、同じくそれ自体の名目によって、ライーヤットに負担せしめうる生活上の根拠は何であるか。公法上は疑もなく「非合法」なこれらの私税が、虚構を用いずに行なわれたことを、われわれは単純に法律の無知として片付けるわけにいかない。またこの現象の背後には、伝統的な生活上の必要や、それによって生み出された慣習的な規範意識があるものと考えなければならない。何となれば、上例のうち少くとも祭儀・神事の費用については、それがザミーンダーリー永代定租制以前の在地の伝統ないし慣習に脈絡をもつことが、前掲一七八三年の資料によって明らかであるからである。祭儀・神事料以外についても、それらが事柄自体を名目として徴収されたことは、その徴収が正当と観念されたことを示すから、同じく在地の伝統・慣習・生活意識に根ざしたものとしてよい。

予断をおそれずにいうならば、ザミーンダール家の私事であるかにみえる祭儀・神事・誕生式・普請などが、実は純然たる私事ではなく、ライーヤットもこれになんらかのかたちで参与することを正当視するごとき観念が、当時のベンガル農村社会にあったものと仮定することができる。そしてそのような観念が、一定の社会経済生活の基礎の上に形成されたものであろうことを、その基礎自体の存続如何は別としても、推測することは決して誤っていないであろう。(10)

一一　以上「雑税」の再検討を通して明らかにされつつあることはは、租税法上「雑税」として一括されるものの中に、祭儀・神事を名目としてザミーンダールがライーヤットから徴収するものがふくまれており、そのような「雑税」の徴収を正当視する観念が、十九世紀初期まで確実に見出されること、および、そのような「雑税」を通して、ザミーンダールが農村社会の祭儀・神事にある役割を演じたものであり、ザミーンダール家の私事とみえる祭儀・神事にもライーヤットの参与が期待されていたと考えられる、ということである。(11)(12) 従ってこれはを「非合法」とよぶのは、植民地政府の立法のみに依拠した判断にすぎない。

(1) 拙稿一第四・五節参照。

(2) 相続・売買・贈与などによる土地財産の分割部分は、一六を分母とする分数の分子で示された。一ァーナ (*āna*) は一/六分の一ルピー (*rupaya*) にあたる。

(3) N. K. Sinha, *op cit*, pp. 238–245.

(4) 転載に当っては適当な簡略化を施した。なおここでは、家計収支それ自体の分析を意図しない。

(5) これについては拙稿二第三節参照。

(6) 拙稿七参照。

(7) Letter from Thomas Sisson, late Joint Magistrate of Rungpore, to W. B. Bayley, Acting Secretary to Govt., Judicial Dept., dated 2. Apr. 1815, *paras*. 23, 21–28 (*misnumbered*), *in*, Selection of Papers from the Records at the East India House, *etc*., vol. 1, London, 1820, *pp*. 389–390. 以下は上掲個所の抄録である。

(8) 上掲抄録中の術語を説明する。*dalan kharac* は「家屋の費用」。*ghar banāī* は「家屋建築〔の費用〕」。*māingan* の語義は「要求」。bhukka (*sic*.) は *bhakṣya* の音写とすれば語義は「食物」。神と祭とについては私のてもとでは調べられなかった。サリシュタダール (*sar-ristah-dār*. 訛って *śeristadār* は植民地政府裁判所の現地人官吏で「記録保管人」。ディーワーン (*diwān*) はここでは同じく収税官署の現地人官吏。

(9) シッソンは続けて、これらはラングプルのライーヤットの状態を示す実例の一部にすぎず、あらゆる祭儀・神事・ザミーンダール家の誕生、結婚、剃髪式が、ライーヤットの費用負担において行なわれる、と指摘している (*Ibid*., *para* 30, *op cit*., *p*. 390.)。

(10) この分析では上掲(四)を積極的に評価しないが、(四)も収租業務を請負人に委ねた、つまり公法的義務を免れたザミーンダールが、依然としていわば私法的な権利を享受している例であり、

一七八三年の資料と同様の側面を示すものとしてよい。

(11) なお私はこの祭儀・神事料が恣意的収奪の名目でもあったことを否定しない。上掲(一)は徴収の実額が徴収名目の必要額を超えていたことを示している。

(12) ビハール地方では祭儀・神事料の徴収については明証を得ないが、いわゆる「村神 (*grāmya devatā*)」の中にザミーンダール家に関係する神格を見出す。バウグルプルの Kshenkarni 女神はスールヤガルのザミーンダールの祖父を戦勝に導いたものといわれるし (F. Buchanan, An Account of the District of Bhagalpur in *1810*–11, Patna, 1939, *p.* 272.)、カナウジのバラモン Ram Thakur の霊を神格として拝むのはザミーンダールのラージャー＝ミトラジットの祖父が導入したものといわれる (*Do*., An Account of the Districts of Bihar and Patna in *1811*–*1812*, Patna, *n. d.*, *pp.* 363–364.)。シャーハードバーでは「村神」を Dihuyar (*sic.*, *dih yār?*) Gango Yak (*sic.*, *grāmyājak?*) と称し、貢租台帳に古くから記録されている村にはその土地の「村神」の礼拝堂 (*sthān*) がみられたという (*Do*., An Account of the District of Shahaabd in *1812*–*13*, Patna, 1934, *pp.* 214–215.)。「村神」はカースト神や部族神を除けばそれぞれの地域の全住民の礼拝の対象となったものらしく、歴史的にも重要な問題を含むが、詳考は他日にゆずる。

## 三　「地代」形態について

一二　次に「地代」の再検討に移る。私は従来行政史料の 'rent' を「地代」と訳し、ザミーンダーリー制にみるザミーンダール＝地主・ライーヤット＝借地人という法的擬制――一説では一八一五年までにはこれらは擬制でなく実体となる――[1]に依存して、「地代」という表現をあえて疑わなかった。[2] しかし「地代」は「土地所有」なくしては成立しないものであるから、前者は後者の形成過程をも展望に収めないでは使用しえない用語というべきであろう。そして一見「地代」とみえる *māl* がなお *bā'di jam'* と併存していた事実に注意するならば、*māl* をも一義的に「地代」と

して把握すること――これは *bādī jamʿ* を「封建的」特権収入や「私税」として把握することと一対をなす――は、現実のある側面のみを他の同等に重要な側面からきりはなして抽象化する危険を伴うものといいうる。

「地代」形態転化の問題も以上二つの問題と密接に関連する。私は十九世紀初期のビハール州諸県の実態をてがかりに、生産物「地代」から貨幣「地代」への推転を図式的に整理したことがあるが、[3] そこでは右の諸点に留意すること甚だ乏しかった。私の作業はいうなれば、同時代的に併存する地代「諸形態」を、カール＝マルクスの地代形態の発展に関するシェーマを先験的・教条的に適用することによって、時間的系列におきかえして理解しようとしたにとどまる。私は異なった貢租諸形態の併存という事実そのものを掘り下げて考えるべきであったし、またマルクスを参照するのであれば、労働地代が明確な形ではインド史上に現われてこないという事実についても、[4] 配慮を怠るべきではなかったのである。ここに第三・第四の問題がある。

**一三**　その際の私の図式を、「地代」形態―地券の有無と受給主体―耕地の性状、という対応関係で要約すると、㈠生産物「地代」―無地券―一般耕地、㈡生産物を基礎として換算された貨幣「地代」―農民集団に対して発給される耕種別地代率のみを記載した地券―一般耕地、㈢土壌の一定の性質を基準にした耕種と無関係の貨幣「地代」―個人に対して発給される面積・「地代」額記載の地券―河岸台地・聚落近傍の井水灌漑地など、となる。そしてかかる転態過程が共同体的土地所有からの私的土地所有の分出過程とほぼ一致することも、併せて指摘しておいた。以下この理解の当否を、その際の資料としたF"ブキャナンの報告によってより仔細に点検したいと思う。

**一四**　ここで注意すべきは、地理的に特殊条件をなす河岸台地を除けば、「地代」形態と灌漑条件との間には、ある関連が存在するらしい、という点である。「一般耕地」もなんらかの灌漑を必要としたのは当然であるから、問題は

「一般耕地」の灌漑施設と聚落近傍地のそれとの差にかかっている、とみてよい。

右報告は十九世紀初期ビハールの灌漑諸施設についての重要な資料をふくむが、[5] 概括して要点をのべれば次のとおりである。人工灌漑は当時のこの地方では主に稲作に必要とされたものであり、雨期の降雨不順に対処するのが主な目的であった。施設設備の小規模なものはカヌー状あるいはかご状の器具で河川から水を採取するていどのものであったが、中規模のものとして井戸・溜池 (tank, pond) が、大規模のものに運河 (canal)・貯水池 (reservoir) がみられた。各種施設設備の地域的分布には当然偏差があったであろうが、その点はあまり明瞭には書かれていない。

以上のうちもっとも機能の高いものはいうまでもなく運河・貯水池であるが、これらの設営に当ったのはもっぱらザミーンダールあるいは「土地所有者 (the owners of the land)」であって、かれらはその運河・貯水地からの給配水管理のための要員を「借地人層 (tenartry)」の中から任命する権限をもっていた。[6] ライーヤットは各自に、運河や貯水地の通水溝に接して堰・水門を設け、耕地に水をひいたようであるが、所定量の給水を受けた後にはその堰をこわすとか、あるいは貯水池至近の耕地に導入された水がそのまま以遠の耕地にも流入するように仕組まれているとか、配水の公平を期する措置があったとみられる。[7] バウグルプルの一部では、ザミーンダールが貯水池造営費用の半額のみを負担して残りの半額はライーヤットに負担させるとか、あるいは造営費全額を負担して修理のみをライーヤットに委ねるとかの慣行があったが、かかる場合の「地代」は定額 (fixed) であり作物分割によらなかった。

運河・貯水池と並ぶ一般的な灌漑設備は井戸であったが、これは煉瓦でかこいをした Indara (*sic.*) とかこいのない Kuya (*sic.*) の二種にわかれ、前者は通常ザミーンダールにより、後者は常にライーヤットによって設けられるものであった。井水灌漑は大麦・小麦などの冬時きの作物とか、蔬菜類や甘蔗のような商業作物の栽培に用いられた。

**一五**　こうした事実から考えるならば、われわれは「一般耕地」の灌漑源をザミーンダールの造営する運河・貯水池に求めることができる。これに対する「聚落近傍の井水灌漑池」の井戸が、Indara (*sic.*) かそれとも Kuya (*sic.*) かについては疑問が残るが、前述のごとく、ライーヤットが運河・貯水池の造営費をザミーンダールと折半し、あるいは修理費を負担する場合には「地代」が定額となる、という慣行からみるならば、大半は後者であったと判断してよい。

このようにみてくると、共同体的土地所有からの私的土地所有の分出という問題の一環として、ザミーンダールの水利権支配からの自己の井戸をもつことによる部分的離脱という現象のあったことが、おぼろげながら推定される。もちろん個々のライーヤットの経営に立ち入るならば——そのための文献資料はみあたらないが——自己の井戸によって灌漑する土地と、それにもまして多量のザミーンダールの水利権支配に服する土地との混在がみられたであろうが、部分的・相対的にせよ水の支配が土地所有と農業経営の自立性を保証することは、おそらく想定して誤りないであろう。[8][9] 少くともそのような傾向が、バウグルプルの水利慣行のなかには看取される。

地目・耕種の別に対応する地主的水利体系と農民的水利体系との併存は明らかである。しかし両者の関係は完全に対抗的ではなく、後者は前者の存在を前提とするものであり、その成長には限界があった。

(1) K. C. Chaudhuri, The History and Economics of the Land System in Bengal, Calcutta, 1927, *pp.* 48–49.

(2) 拙稿五でいくぶん注意したが、租税法的次元でのことにすぎない。

(3) 拙稿五第二・三節参照、

(4) 中世インドの賦役に関する邦文の研究としては、深沢宏「一八世紀マラーター王国の夫役 (vethbegār) について」(『一橋論叢』四八—三) があるが、これは賦役そのもののみについて表記の地方・年代に限って考察したものである。

(5) F. Buchanan, An Account of the Dicstrit of Bhagalpur in *1810–11*, Patna, 1939, *pp.* 445–449; *Do.*, An Account of the Districts of Bihar and Patna in *1811–12*, Patna, *n. d.*,

*pp.* 533-536. にかなり詳しい叙述がある。An Account of the District of Purnea in *1809-10*, Patna, 1928, *p.* 411; *Do.* of Shahabad in *1812-13*, Patna, 1934, *pp.* 320-323. をも参照。以下前二書のみ要約する。なお G. A. Grierson, Bihar Peasant Life, *2nd edn.*, Patna, 1926, *pp.* 201-212. が灌漑を考えるのに有益である。

(6) 要員の名称はバウグルブルについてのみ記されているが、それらは Suruya (*sic.*,*sariyā?*), Sarboha (*sic.*, *sar-ba-rāh?*), Pangchan-da (*sic.*, *pancān deh?*), Borahi (*sic.*, *bāṛhāi? bārhe?*) である。

(7) 配水系統の図解がないので明瞭ではないが、E. R. Leach, Pul Eliya, A Village in Ceylon, Cambridge, 1961, *pp.* 160-165. の説明と図解とは、上記の問題にある照明を与えるかも知れない。もちろん私は現代のセイロンと百六十年前のビハールとを顚倒等置しているのではない。

(8) 地理学者の所見に従えば、煉瓦で囲った井戸は造営費がかさむものであり、またどのような井戸にせよ多大の人力・畜力の稼働なしには用いえないので、井水灌漑は運河灌漑に較べて六倍から七倍の費用を要し、園芸的農業に用いられる傾向にあるという (O. H. K. Spate, India and Pakistan, A General and Regional Geography, *2nd edn.*, *Repr.*, London, 1946, *p.* 209.)。井水灌漑技術についてはブキャナンの報告にも詳しい記事があり、改めて後にとりあげる。井水灌漑が以上のように経費のかさむものとすれば、すべてのライーヤットにこれが可能であったとは思えない。少数の財力ある者に限られたであろう。そしてまた井水利用をめぐってライーヤット相互間にあるていどの支配被支配関係があったと考えられるが、明証を得ない。

なお現代のビハール地方の灌漑に関する O. H. K. Spate, *op cit.*, *pp.* 518-519. の記事も参考になる。

(9) 地代形態と水利権のあり方とを相関的に把えるためには、南インドの農制が検討されなくてはなるまい。概括的にいうならば、南インドでは、貯水地・通水溝などによる大規模の人工灌漑地（米作地。*nancey*. 英語で wet [grain] land）には作物分割による現物地代形態、天水や小規模の井水灌漑による土地 *puncey*, dry [grain] land.）には耕種別・単位面積あたりの定額貨幣地代形態、私人が特に施す灌漑による植栽地 (plantation)・園圃 (garden) には定額貨幣地代形態が、それぞれ対応していた。貯水池や神事・祭儀の費用は第一の範疇からの収入をもって充当され、いわゆるミーラース権 (*mirāṭi*) はこの範疇の土地において成立していた。処分権を認められていたのは、第二・第三の範疇に属する私人の井水灌漑地であった (W. K. Firminger, *ed.*, The Fifth Report, *etc.*, vol. 1, 1917, *pp.* 198, 219, 223, 244-245, 262-263. 参照)。大規模灌漑の設営主体は、大小の王朝国家・地方的土豪層・ミーラースダールの団体

などであったと思うが、正確には後考にまつ。

## 四　村落の原初形態をめぐる試論

**一六**　以上に検討した二つの問題は租税法外的な、つまり公法的制度としては認められなかった分野に属するから、少くとも現状ではより以上の文献資料による証明が困難であるが、そのような不備を留保した上で、これらが従来の私なりの問題展開の中にどのように位置づけられるかを考えてみたい。もとより上の検討では、「雑税」の問題はビハールについては然るべき資料的証拠のないままに不問に付されており、灌漑の問題も同様の事情からベンガルについては言及するに至っていない。[1] 従って以下に説く所は実証的には相当に粗雑な、思弁に多くを委ねるような性質のものとなるが、私としてはその点を熟知の上であえて一仮説を提示したい。これはもとより性急な体系化を意図するものでなく、細密な実証を今後に期待する準備作業としてである。

**一七**　まず灌漑施設についての前節の検討から出発しよう。インドの農業において灌漑が基本的な生産手段であることは現代においても指摘される所であるが、[2] 国家的灌漑事業のごときものを欠く時代においては、[3] 灌漑施設がそれを造営・所有し水利権を掌握する私人に、その規模に従って大きな権力――他人の労働と労働生産物とに対する支配――を付与した、と考えるのが当然であろう。

しかしより正確には、一定の権力の前提があってのみ、そのような事業が可能なったというべきであろう。ブキャナンによれば、バウグルプルでは運河の長さは一ないし三コス（*kos*）つまり約三・二ないし九・七キロメートルに達す

るのがふつうであり、長いものは六コスつまり約一九・三キロメートルに及ぶが、幅・深さはともに四ないし五キュービットつまり約一・七ないし二・七メートルである。工費は長さ一〇〇ガズ（*gaz*）幅・深さ各一ガズつまり約八五メートルの長さで幅・深さ八五センチメートルについて二・二五ルピーを要し、三四六立方フィート＝約九立方メートルの土を近くに捨てるのに一ルピーを用いたという。[4] 貯水池は高さ・幅ともに三―四フィート（〇・九ないし一・二メートル）の堤をなすもので（バウグルプル）[5] その長さはパトナ・ガヤ地域では一マイル（一・六キロメートル）以上に及ぶものが全貯水地の一割ほどをしめ、このような規模のものの工費はおよそ五〇〇ルピーにもなるが、ふつうの大きさの貯水池は二五ないし一〇〇ルピーでできる。人夫賃は池の深さと堤の高さとに応じて、一〇〇シカンダリー＝ガズ（*sikandari gaz*）つまり約六〇立方メートルあたり二・五ないし四ルピーであった。雇農[6]（plough-servant, ploughman）一人あたりの年収が、現物給与をも貨幣換算して、一六・八ないし二二・一ルピーと概算される当時にあっては、[7] 灌漑施設造営に投下される資本だけでも、尨大なものといわざるをえない。

ベンガルの主に氾濫防止のために設ける堰堤（*band*）については、その設営が伝統的にザミーンダールの手に委ねられていたことは、*zamindari band* なる用語が東インド会社政府文書に瀕出することからも明白であり、[8] それは十八世紀末のイギリス人行政官によって確認されたことでもあった。[9] それら堰堤の規模については、地域ごとにさまざまであったであろうし、工費も異ったであろうが、会社政府の土木担当官[10]がムルシダーバード県の堰堤修築・新設について報告している所から推すと、一堰堤の長さは短かいもので一五メートルから長いものでは八〇〇メートル、極端な例では一〇キロメートルを越えるものもあったらしい。幅は一ないし八メートル、高さは平均的には一・五ないし二メートルとみてよい。[11]

なお私は、*zamīndārī band* と並んで国家機関の造営維持する堰堤も当然あったものと考えるが、積極的にこれを示す証拠を得るに至っていない。[12]

**一八** しかし問題はそれにとどまらない。当時のインドにおいて、自由な労働力市場の存在はもとより想定しえないのであり、ブキャナンの工費計算は数字によって社会関係を隠蔽している。当時の社会状態をもとに考える限り、ザミーンダールは領内ライーヤットの労働力に主として依據しなければ、運河・貯水池・堰堤の造営・維持をなしえなかったはずであり、ライーヤット側にしてもザミーンダールの統率下に水利・治水建設のための労働力支出を、われわれは単純に賦役（労働地代）として把えてはならない。何となればそれはザミーンダール所有地をライーヤットが耕作する代償として支出されるのではなく、ライーヤット自らの農業生産条件を確保することが第一義をなたしと考えられるからである。結論を先取りした表現が許されるとするならば、ザミーンダール――より厳密にいうならばそのようなことばで総称された土豪的な人びと――の家父長的権力によって統結される地域集団ないし農業経営体の内部における自給的生産労働の一部として、まず右の水利・治水建設を考えるべきであり、そのための労働は何よりも当該集団ないし経営体の全成員の事業であって、ザミーンダールはその事業の全体的な企画執行の責に任ずるものであった。[13] 水利・治水労働を賦役（労働地代）として把えることが誤まっていないとしても、これを外部から現象的に把えるだけでは不完全であろう。その発生の内的要因を了解しなければならないのである。

**一九** 右の推論を敷衍しつつ一つの構想を示す。ザミーンダールの起源とされるものに、㈠開発（*jangalbūrī*）、㈡移譲（*intiqālī*）、㈢勅任（*aḥkāmī*）の三種があることは前に述べたが、[14] 発生の順序からいえば開発がもっとも古

い形態のものであることは、論理的に充分明らかであろう。その場合、開発者はおそらく決して単独でなく、かれを首長とする集団を統率して事に当ったものと考えなければならない。開発者集団の移住定着による農耕村落形成の歴史はおそらく極めて古いものと推測されるが、[15] かれらがその際まずもっとも必要としたものは農業生産の前提たる治水・灌漑であったに相違なく、持続的な生産活動を営なむには大規模の水利・治水施設を要したであろうから、[16] そのための事業は個々のな成員家族によってでなく全集団の共同事業として行なわれたものであり、その成果たる水の利用も全成員がなんらかの意味で平等に享受できるような規則に服するものとなったであろう。[17] かかる集団的規模における共同労働の実行・指揮、水利・治水調整などは、首長の威令により実現可能となったに違いない。特に治水・灌漑に限定せずとも、一般に移動・土地選定・定着・開墾という一連の事業は、個別分散的な私人ではなく、強力な統率者を持つ一定規模以上の集団にしてはじめて可能であったと想定するのが妥当であろう。[18]

これと並んで私はつぎの事態をも推測する。開発者集団は農耕民としておそらくなんらかのかたちの農事予祝行事や収穫祭などを行なっていたはずであり、首長はかかる農耕上の祭儀・神事の主宰者たる資格をも付与されていたのではないか、というのがそれである。[19] つまり水と労働とを掌どる者が祭祀をも司どるのである。以上のほか、先任者や征服者などに対する防禦・戦闘において、首長が軍事統率の機能をもったことは充分察知しうるし、集団内部の秩序を維持するために、かれが一定の司法的・警察的機能をも持ったであろうこともやはり推定しうる。

二〇　このような開発者集団の性格を私は家父長的農業共同体ないし経営体とよんでおこう。このような構成体は灌漑・治水施設の造営・維持、水の配分・調整を必要とする。その必要が首長の家父長的権力を通して充足され、その充足の保障が成員の共同労働と共同規律の遵守とにある限りは、この構成体は容易に崩壊せず、歴史的な諸変動を経

過しつつもなお社会の基層構造として存在しつづけるであろう。かかる社会では首長と成員との関係も明確な階級的対立としては意識されず、首長の収入は生産労働における一定の共同性――成員の個別保有地性を許すにせよ――を前提とする生産物の中の一定の「分け前」として現われ、首長の「土地所有」を前提とする「地代」とは考えられない。その収入には首長自身の所得となる部分のほか集団全体のために支出される部分、たとえば灌漑・治水施設の修理や祭儀・神事の費用もふくまれていたであろう。しかし同時にまた、首長は成員に対する労働指揮、水の配分・調整、軍事的統率などの権限をもつことによって、成員に対する支配を強化し、生産的労働から離れた土地所有者、共同体領域の支配者に転化する可能性をも潜在させていたとみることができる。

開発（*jangal-būri*）によるザミーンダール、あるいはムスリム征服者によってザミーンダール、マーレク（*mālik*）、サーヘブ＝ザミーン（*sāḥib-i zamīn*）として認識された社会層は、[20] おそらく右に推察したごとき開発首長となんらかの歴史的脈絡をもつものであって、かかるものを前提としてはじめて移譲や勅任によるザミーダールの発生は可能であり、かかるものの中から国家貢租収納請負人としてのザミーンダール（*zamīndār-i māl-guḏāri*）の任命も可能であったと判断できる。[21] 商税や非耕地部分（山林・原野・河川・沼沢）の使用料、つまりサーイル（*sā'ir*）の徴収権は、首長の共同体領域管理の権能に由来するものであろう。

二　上述の歴史的脈絡はしかしながら決して単線的なものでなく、多くの変動を伴ったはずである。例えば井水灌漑地をもつ農民の出現は、農村社会の性格の原生的開発者集団の域からの脱却、商業的農業のある程度の発展、首長以外の成員間における階層分化の進行、を前提とするものであり、[22] 広大な領域をもつザミーンダーリー形成は、[23] 移譲や勅任以外の、一ザミーンダールによる他ザミーンダーリーの兼併という事態を推定させる。先住部族を服属させ使役するに至ったことも考えられる。[24] 王朝権力による行政制度がもたらした変革もあったであろう。

しかし先に想定した基層構造とそれにもとづく観念形態とが強固に生き続けていたことは、ザミーンダールのライーヤットからの祭儀・神事料徴収、費用負担というかたちでのライーヤットのザミーンダール家の普請や諸儀式への参与に明らかに認められる。あるいはラージュシャーヒーのザミーンダール、ラーニー＝バヴァーニーが東インド会社政府にあてた周知の訴状もこれを弁明するであろう。[25]「地代（*mālī*）」・「商税・非耕地使用料（*sā'ir*）」と「雑税（*ba'dī jam'*）」との併存は、右の基層構造との関連においてこれを把えることができる。[26]

基層構造の持続については次のことも注意されなければならない。首長ないしザミーンダールの家系が変っても後来の者は在来の者の機能を継承したであろうということと、原生的な村落ないし村落群をこえた首長領またはザミーンダーリーの成立においては、後者の首長ないしザミーンダールによる前者の共同体的事業の少くとも一部分の吸収が生じたであろうということである。**九**所引㈣はじめの推定の一論拠であり、堤防費（*pūl-bandī*）徴収[27]はあとの可能性をも考えさせる。「村神」祭祀のあり方も、基層にある文化とその上に政治的変動によってもたらされた文化との重畳を示すものかも知れない。[28]

**二二**　以上のように考えてくるならば、賦役つまり労働地代が明確なかたちでは検出されないことについてもある程度まで解釈が下せる。私はこれを、まず共同体内部においては、水利・治水関係労働のごときが農業労働の一環として表象され、その労働の成果が労働する者自身に少くとも全面的には対立するものとしては現われなかったこと、次に王朝国家権力との関係においては、賦役的労働が行なわれたにせよそれは国家権力によって直接的に把握される公法的関係においてでなく、いわば私法的なザミーンダールとライーヤットとの間の内付の関係において営なまれたこと、に求めてよいのではないかと思う。[29]

そしてこの内付関係を秩序づけたものは、両者の間の原生的ともいえる家父長的関係であったのではなかろうか。

ライーヤットが窮迫すればザミーンダールはこれをみすててはおけないという発想は、[30]「非合法的とりたて」を容認するごとき思考慣習とは表裏の関係にある。そして社会の基層構造としての家父長的関係の持続の条件は、前に論じたような地主的水利体系に規制されかつ依存する農業生産のあり方にかかってくるのである。

そしてこの農業生産条件が基本的に変化しない限り、井戸をもつことによる共同体的土地所有からの私的土地所有の分出は相対的・部分的たるにとどまり、前者の全面的解体には至りがたいであろう。井戸をもつ農民を小家父長とするより小規模の二次的集団が在来のより大きな共同体に付着しつつ形成されるのみ、とみてよい。[31] あるいはまた、井戸をもたずとも、在来のより大きな共同体の水利事業を前提とした上で形成される、農民の局地的な水利共同組織を考えることも、不可能ではない。[32] 治水体系については明証をえないが、基本的には水利体系と同じ傾向を予想できるであろう。このような家父長的権力の重畳・凝滞の相を、その基盤たる農業生産力の諸条件の持続とともに、インド東部社会のいわゆる「アジア的」特質と私は考えるが、見逃しえないことは、この「アジア的」社会内部にも微弱・緩慢ながらも、一定の生産力発展と社会変動とが見られたことである。

二三　以上のように考察してくるならば、われわれは植民地支配成立期において検出される「封建的」なるものが、いかなる内部構造に貫かれているかについて、あるいはいかなる歴史的経緯のうちに成立したものであるかについて仮説的ながら一定の展望をもつことができる。私はその始原を開発者集団の形成した原生的村落にひとまず求めるのであるが、その後の発展については次のように推測しておきたい。

まず「封建的」土地所有の形成については、開発者集団の家父長的首長が自己の首長権と集団の占取する領域を家産化するに至った場合が想定される。そのほか、その領域が、あるいは王朝的国家権力の支配下に入って、王の官僚・軍人・収租請負人などの管理下に委ねられ、それらが在地化してその領域を家産化した場合や、あるいは隣接地域の首

長をふくむ外来征服者によってそうされた場合も想定できる。[33] この過程において本来の集団の成員は――後の二つの場合には首長をもふくめて――、「封建的」隷農の性格を帯びるに至るが、かかる規定を与えうる規準となる居住強制・耕種強制は、家産所有者つまり領主の側から定められるのでなく、前述のような農業労働における一定の共同性から第一次的には由来するものであり、[34] またそれゆえにこそ村落の中核的農民層における強度の土地占取権も保持されえた[35]ものと考えられる。ムガル朝期の国家貢租徴収請負人としてのザミーンダールは、まずかかる領主層を任命したものであり、国家権力の浸透に伴って勅命をもってザミーンダールに任命された者とか、領主間の貨幣経済の進展に伴って購入・移譲によってザミーンダールとなった者とかが、それに続いたであろう。後来の者も遂にはそのザミーンダーリーを自己の家産として世襲するに至るのである。一方ライーヤットの自立再生産については、共同体への帰属によってそれが可能であった反面をも考慮に入れる必要がある。

開発者集団起源のある村落は形成期あるいはその後の発展途上において、周辺の先住者を吸収し支配して行なったであろうこと、および、他の村落はより強力な後来の征服者・移住者の支配下におかれたであろうことも想定される。これらの場合にはいずれも、より強い者とより弱い者との関係はカーストとして固定されるのであるが、これが一面では共同体内部の世襲的分業関係の基盤を構成するとともに、他面では下級カーストにも一定の 'ritual status' や 'ritual function' を与えることによって、祭祀集団としての村落の一体性をともかく維持したのであろう。

社会的諸関係のかかる局面は、軍事的支配と貢租徴収とを事とするムガル国家体制の公法的秩序の関知する所ではなかった。にもかかわらず、かかる実体を基底にもつことによってのみ、ムガル国家はある時期までは自己を維持しえたのである。帝国の収租体系の末端には家父長制的基層構造に貫かれた農村の私法的秩序が展開していた。[36] この点ではイギリス支配も一定の共通面をもつものであった。

**二四**　かかる構図を設定した上で、植民地支配成立期のベンガル・ビハール地方の土地所有関係を要説するならば、以下のごとくである。土地に対する権益は基本的には、王朝国家とその代理者たちの収租権と開発者集団つまり農民の共同体による事実的占取とからなるものであったが、この時代以前に後者は分裂して、首長つまりザミーンダールの領有権と構成員つまりライーヤットの占取権とが不完全ながらも対抗するようになり、領有権はより上位の収租権によって部分的に吸収される関係にあった。この過程は複雑な様相を呈したであろうが、重要な一側面としては首長の生産活動からの遊離と、成員の一般的な生産力上昇と一定程度の経営自立化とを想定しておきたい。そして最後の占取権は生産力の一定の発展とその担体たる基幹的共同体農民層の分解を通して、富農層による農民的土地所有——先述のごとき制約を伴うものであったにせよ——にまで上昇し、「封建的」土地所有つまり収租権・領有権と、限界をもちながらも対抗しつつあったと考えられる。

(1)　ベンガルでも古くは河川から運河・堰堤・溜池をひいて灌漑することが行なわれたが、植民地時代にはこれらは放置されるままとなった (P. Banerjea, A Study of Indian Economics, *8th edn.*, Calcutta, 1957, *p.* 257 & n. 1.)。ベンガル北部には廃墟となった溜池を多くみいだすという (N. Ahmad, An Economic Geography of East Pakistan, O. U. P., 1958, *p.* 158.)。また西南部のバルドワーン地方にも溜池灌漑、堰堤灌漑がひろく行なわれ、殊に後者は雨期における洪水防止と肥沃な沈泥の採取という目的にも応じるものであった (R. Guha & A. Mitra, *ed.*, West Bengal District Records, *N. S*, Burdwan, Letters Issued *1788–1800*, Calcutta, 1956, *Introduction* by Guha, *pp.* lxxiv–lxxv.)。

(2)　P. Banerjea, *ibid*; G. B. Jather & S. G. Beri, Indian Economics, A comprehensive and Critical Survey, *9th edn.*, vol. 1, O. U. P., 1949, *pp.* 191*ff*; R. L. M. Ghose, *etc.*, Rice in India, *Rev. edn.*, New Delhi, 1960, *pp.* 35*ff*. その他りの点を指摘した書物に数多い。

(3)　ヒンドゥー諸王朝国家の灌漑事業については、例えば P. V. Kane, History of the Dharmaśāstra, vol. 3, Poona, 1946, *pp.* 162–163; A. L. Basham, The Wonder that was India,

London, 1954, *pp.* 62, 73, 192–193; D. D. Kosambi, An Introduction to the Study of Indian History, Bombay, 1956, *pp.* 231, 266–267, 280–281, 301–302, 336–337; H. Goetz, „Bewässerungs-und Entwässerungsanlagaen im vorbritischen Indien –Teiche, Stauseen, Brunnen, Hebewerke, Deiche und Kanäle" *im* K. Jettmar (hrgb.), Jahrbuch d. Südasien-Instituts d. Univ. Heidelberg, 1966, *SS.* 35–36.——後三書では灌漑と *agrahāram* 設定を通じる国家の移民・辺境開発政策とを総合的に理解しようとする——など古代史関係書に、事実を拾うことができる。邦文では、中村元「インド古代史」（春秋社 上巻一九六三年　下巻一九六六年）上巻一七六、四六九—四七一、五〇六—五〇七頁、下巻一四七、二六五—二六六頁に資料を挙げた説明がある。下巻にみられる、王朝権力崩壊後に農民による水利建設が進んだという推測は、農民の性格規定を精密化すれば今後の史実検索の指針となろう。ベンガルについては W. Willcocks, Lectures on the Ancient System of Irrigation in Bengal, Calcutta, 1930. があるが未見である。

デリー諸王朝期では、トウグルック朝のフィールーズ＝シャーの灌漑工事が有名だが、かれの建設とすることには疑問も出されている(W. H. Moreland, The Agrarian System of Moslem India, Cambridge 1929, *Repr.*, Allahabad, *n. d.*, *pp.* 59–60, 65; D. D. Kosambi, *op cit.*, *p.* 348; I. Habib, *op cit.*, *p.* 31; R. C. Majumdar, *etc.*, An Advanced History of India, *3rd edn.*, N. Y., 1967, *pp.* 323–324.)。この時代の水利工事については、荒松雄教授の研究（「東洋文化研究所紀要」三六、四四）が今後問題を発展させるであろう。ムガル朝期の水利工事についてもいくつかのことが知られているが、今までの研究では農業用水では国家の直接的な工事というよりも、民間への工事資金供与と貢租減免などの財政措置による間接的方法が主であったらしい。国家の直接的水利工事については、宮廷の造園作業とか都市用水とかが、従来言及されてきたが、これらが農業用水としても利用されたことは確かであろう。(W. H. Moreland, *op cit.*, *pp.* 131, 134; D. D. Kosambi, *op cit.*, *p.* 56; I. Habib, *op cit*, *pp.* 276–28 31–36, 255–256.)。従って農業用水工事のほとんどすべては地主・富農層により、しばしばかれらの開発事業に伴って遂行された——従って直接的な史料はそれについては残りがたい——と考えられる。

(4) F. Buchanan, Bhagalpul, *p.* 446.

(5) *op cit*, *p.* 447.

(6) *Do.*, Patna *etc.*, *p.* 534.

(7) *op cit.*, *pp.* 557–558.

(8) R. Guha & A. Mitra, *op cit.*, *Introd.*, *p.* lxxv; N. K. Sinha, *op cit.*, vol. 2, *pp.* 14–15, 113–114. 後書によると Burdwan, Murshidabad, Chunacolly, Nadia, Mahmudshahi, Rokanpore, Futtesing, Bhagalpore, Rungpore, Purnea, 24 Par-

ganas, Midnapore 諸地域のザミーンダール叙任状には、堰堤の維持修築義務が規定されていた。B. H. Baden-Powell, The Land-Systems of British India, Oxford, 1892, vol. 1, *p*. 682. は治水工事を地方政府がザミーンダールに委託していたものと理解している。

(9) Letter from the Board of Revenue to the Collector of Jellasore, dated 11. Dec. 1786 (J. C. Sengupta & S. K. Bose, *ed*., Midnapore Letters Received, *1777–1800*, Calcutta, 1962, *p*. 214.); Letter from the Governor-General in Council, dated 23. Jun. 1797, Extract enclosed in, Letter from the Secretary of the Board of Revenue to the Collector of Moorshedabad, dated 30. Jun. 1797 (S. K. Bose & A. Mitra, *ed*., Murshidabad Letters Received, *1789–1803*, Calcutta, 1958, *pp*. 290–291.)、参照。別に Resolution of the Board of Revenue, 2. Apr. 1799 (*op cit*., *p*. 408.) には、ザミーンダールの連合体による堰堤修築が行なわれていたことをうかがわせる記述がある。

(10) 職名は Captain Lieutnant of Engineers. 上級官に Chief of Engineers をもつたらしいが、職制系統はいまのところ調べえなかつた。

(11) Letter from J. Parlby, *Capt. Lt. of Engineers*, to the Collector of Moorshedabad, dated 27. Jan. 1797, (S, K. Bose & A. Mitra, *ed*., Murshidabad, Letters Received, *1789–1803*, *pp*. 270–273.)、この資料では長さの単位は明瞭に記されている個所では covds である。私はこれを covido＝cubit ≒18 inches と読んだ。

(12) 私が参看した限りでは、Regulation for Repairs of Dykes, recorded on the 11th February 1791 (J. E. Colebrooke, *ed*., Supplement to the Digest of the Regulations and Laws enacted by the Governor-Generl in Council, *etc*, Calcutta, 1807, *pp*. 500–501.) に、「政府の費用で堰堤修築を行なう諸地域」という文言があるので、国営治水施設が植民地時代以前にもあつたことが推測できる。永代定租制施行とともに収税官の所管となつた公営堰堤（法律的規定は *Do*., A Digest of the Laws and Regulations, *etc*., vol. 2, Calcutta, 1807, *pp*. 115*ff*.) は、これに系譜するものかと思う。またより重要な事実としては、一ザミーンダール領の治水のために他ザミーンダール領の治水工事が不可欠の条件をなす場合、前者の農民・ザミーンダールなどが会社政府収税官を介して後者のザミーンダールの治水工事実施を督促することが行なわれていた (Letters from the Collectors of Hidgelee, *etc*., to the Collector of Midnapur, dated, 12. Apr. 1782, 8. Jun. 1788, 19. Apr. 1789, 25. Jun. 1789, 28. Jan. 1791, 20. Feb. 1791, 28. Feb. 1791, 8. Oct. 1791, 25. Apr. 1792, 19. Jul. 1793, 28. Jul. 1795, *in* J. C.

Sengupta & S. K. Bose, *ed.*, *op cit.*, *pp.* 94, 279, 318, 333, 430–431, 433, 434, 458, 478, 561, 638.)。これを農民などが植民地時代以前からのかかる問題を処理する際の、慣例化した行動様式にもとづくものとするならば、ここから国家による民間水利・治水事業の調整・統制・監督ないし統合補完機能などの蓋然性を推定しうるかと考える。史料による明証をえない今は、これ以上の立論をはばかりたい。

(13) 因みにブキャナンの調査旅行区域の中で、ベンガル州デイナージュプルでは灌漑は溜池(タンク)を利用して行なわれていた(R. M. Martin, *ed.*, The History, Antiquities, Topegraphy and Statistics of Eastern India, *vol.* 2, London, 1838, *p.* 881.)。この地方は広大なザミーンダーリー領のあった所であるが、溜池の設営・管理の主体については記録されていない。しかしこれらが個々の農民家族にかかるものとは考えがたい。またいまのウッタル＝プラデーシュ州ゴーラクプル県では、雨量も多く降雨も規則的であるため貯水池は設けられておらず運河も発達していなかったが、農民が共同労働によって人工灌漑を行なっていた。綱で吊した籠形の容器二個ごとに四人がついて一つの送水中継点を作り、いくつかの中継点を河川等と耕地との間に設けて給水するもので、その間隔が八百メーメルに及ぶものもみられたという(*op cit.*, *pp.* 532–534.)。これも一定の労働統制力なくしては考えられない事態であろう。

(14) 拙稿二第二節参照。邦訳語を小稿では改める。

(15) コーサンビー氏がグプタ朝期の辺境開発・植民政策の対象となった地域としてベンガルを考え、また植民政策とバラモンへの土地の寄進との間につながりをみようとしているのは、示唆的である(D. D. Kosambi, *op cit.*, *pp.* 280, 291–292.)。なお前世紀末にベイデン＝パウェルの考えた所では、村落形成の契機としての移住・開発はかれのいわゆる「合同所有型村落(ジョイント＝ヴィレッジ)」について殊に指摘されるのであり(B. H. Baden-Powell, The Indian Village Community, London, 1896, *Repr.*, 1957, *pp.* 28*ff.* 293*ff.*)、定住農耕の生活形態を前アーリア的とする(*op cit.*, p. 192.)のであるが、「個別所有型村落(ライヤットワーリー＝ヴィレッジ)」とて人間の開発定住なくして形成されえないのは明白であろう。定住農耕の生治形態にしても前アーリア的なものがそのまま維持されるわけではない。

(16) ブキャナンは貯水池にふれつつ、ある地方では稲作地一、〇〇〇ビーガについて「長さにして一五〇ないし一〇〇ビーガの堤(a bank of from 150 to 100 bigahs in length)」が必要であり、他の地方では「長さにして五〇ビーガ」では一〇〇ビーガの土地しか給水できないといわれている、と記している(F. Buchanan, Patna and Behar, *p.* 534.)。この bigah は明らかに *bighat*(約〇・二三メートル)の誤写と思う。貯水池・通水溝と耕地との位置関係、水量を推定するための貯水池の水深

や通水溝のほぼ・深さを示す数字がなく、この記事だけでは何事も論じえないが、参考のため付記する。

(17) 拙稿一第二節、同五第三節で述べた耕種規制の問題は、かかる農業技術的条件との関連で把握さるべきであろう。水利における共同性のある土地については「勝手作」はありえない。土地保有者が同時に水利権の主体となる井水灌漑地や小規模の灌漑施設をもってしても充分と思われる河川縁辺地について、耕種と無関係な貨幣「地代」と個人名儀の地券がみられることの意味は、極めて大きいというべきであろう。

(18) ベイデン＝パウエルはかれの構想する村落類型区分の一指標として、「個別所有型村落」――かれはこれを「合同所有型村落」に先行するものと考える――における原生的な首長権の存在を指摘する (B. H. Baden-Powell, *op cit.*, *p.* 13 ; *Do.*, The Land-Systems of British India, vol. 1, London, 1892, *p.* 155)。これはわれわれにとっても示唆的である。もっともかれは法律的意味の所有のみを関心事とし、生産力的・生産関係的視点を欠くため、首長権下の村落における「耕地の利益共同体 (community of interest in the cultivated lots)」(Vil. Com, *p.* 10.) を否定するが、これはかれの人種主義的村落史観とともに克服さるべきものであろう。

(19) T. K. Basu, The Bengal Peasant from Timeto, Bombay, *etc.*, 1962, *pp.*151*ff.* の収穫祭の記述、G. A. Grierson, *op cit.*, *pp.* 399-401. の予祝行事、収穫祭に関する用語解説以上の詳しいことは知りえなかった。

(20) I. Habib, *op cit.*, *pp.* 138-141. 参照。なおこれらのことばの指示する実体は甚だ不確定的であって、土地所有小農民 (peasant) がマーレク、ザミーンダールとよばれる例もあった (*op cit.*, *pp.* 111-115. 参照)。

(21) ザミーンダールが敍任状の規定をこえあるいは無視して土地と人民を支配した、という拙稿二第二節の見解はもはや支持されえない。敍任状以前、租税法的制度としてのザミーンダールの成立以前から存続していた権力が、敍任状によって公権力の支持を受けたのである。B. H Baden-Powell, The Indian Village Community, Oxford, 1896, *Repr.*, New Heaven, 1957, *p.* 222 *n.* をも参照せよ。

またデカンの郷主 (*desāi*) も、ヒンドゥー諸王朝時代の土豪的勢力をムスリム王朝国家の体制に編入したものといわれている。この点は D. D. Kosambi, *op cit.*, *p.* 309. と、深沢宏「アーディル・シャーヒー王国（西暦一四八九年～一六八六年の地方支配に関する一研究」(「一橋大学研究年報　経済学研究」八) 第四章第二節を参照。

なお私は制度上のザミンダールがすべて開発首長であったというのではなく、後者が前者の主要な要素であったというだけである。

(22) バウグルブルについてみると、一九世紀初期には米がもっとも重要な作物であったが(F. Buchanan, Bhaugalpur, *p.* 410) 灌漑は小麦・きび(*panicum miliaceum*)・甘蔗・蔬菜類の栽培にも用いられた(*pp.* 447–449.)。井戸灌漑は水を入れる皮袋に綱をつけ、綱をローラーにわたして二頭の牡牛にかけ、牛の動作によって汲みあげられた水を水槽にあけて流す、という方法で行なわれた。この道具立てをモート(*mot*)というが、一モートに牛追いと水袋投入とのため二人分の人手が必要である(*p.* 48)。従っていくつもの井戸をもち数基のモートを用いていわゆる園芸農業を営なむ者の中には、家族労働力だけでなく他の雇傭労働力に依拠する者があったことは当然想定されてよい。上記の事実は特にムーンゲル地方について述べられているが、ここには園芸農業に従事するコーイリー(*koiri*)＝カーストの農民がいて、もとはケシを、アヘン禁止後は小麦や蔬菜類を栽培していた。かれらは多少の蓄財をもち、農耕・給水用の牛二頭と七・五ないし九・五ビーガ(一—一・三ヘクタール)の土地とを各人がもっていた、といわれる(*p.* 424)。これらが他人労働を収奪していた可能性は大きいとみてよい。

パトナ・ガヤ地域では井水灌漑が米・小麦・大麦・甘蔗・蔬菜類の栽培には用いられるが、ガンガー河近傍の平野地帯では殊に、モートではなくラタ(*sic*, latha)——てこの先端に水くみ用のつぼ(pot)を下げたもの——を用いる。一人でてこの操作と汲み上げた水をあけることとをするばあいもあるが、ふつうはラタ一基について二人でこの作業を交互にくりかえす。井戸一基に二、三基のラタを設けてそれぞれにてこの操作をする者をおき、汲みあげられた水を水槽や水路にあけるのは別の一人が行なう、という方法もとられた。通常はラタ一基について二人が日昇時から午前九時までと、午後三時から日没時あるいは暗くなるまで、作業した(*Do.* Patna and Behar, *pp.* 535–536.)。コーイリー、多数のクルミー(*Kurmi*)、少数のカンジャル(*Kanjar*)諸カーストの農民が同様いわゆる園芸農業に従事していた(*pp.* 333, 507.)。バウグルブルについて推察したのと同じことがいえると思う。

(23) ザミーンダールと称される階級は決して一様均質ではなかった。さしあたり拙稿「第三節、N. K. Sinha, *op cit.*, vol. 2, *pp.* 119–131; A. Chatterjee, Bengal in the Reign of Aurangzib *1658–1707*, Calcutta, 1967, *pp.* 250–253. 参照。

(24) インド東部ではサンタール族が好適の例であろう。

(25) R. Dutt, The Economic History of India under Early British Rule, *7th edn.*, London, 1950, *pp.* 64–68; N. K. Sinha, *op cit.*, vol. 2, *pp.* 73–75. 所引。邦文では松井透「ベンガルの富」(「世界史講座」四　東洋経済新報社　一九五五年)を参照。Dutt と Sinha とでは引用の仕方がやや異なるが、後者の方が資料として読むにはよい。私が問題とするのは以下の文言で

ある。

ベンガル暦一一七九年（一七七二―七三年）、政府のイギリス人のお役人がたは私の土地の古くからの諸地代（old rents）*をひとまとめにし、ジラダーリー＝マータウト（*ḍilaʿdārī māṯhaut*）** とそのほかの臨時の諸地代（temporary rents）とを永代のものにし、〔しかも〕ライーヤットたちの大規模な逃散に対する〔地租の〕控除をしませんでした。私はお役人がたからこういう条件で土地（the country）を受け、タフード（*tahūd*）つまり地租契約書をさしだしました。私は古くからのザミーンダールで、私のライーヤットたちの嘆きをみてはいられませんので請負人として土地（the country）をとることに同意致しました。……（傍点筆者）

……ラール（Raurh）の高地は水がないため何も産出しませんでした。非常な低地であるバトリア（Bhaturia）では会社〔政府の〕お役人がたが築堤費（*bālbandī*）をご自分たちの手に収め堰堤を作りましたが、バドラ月（一七七三年八月）に堰堤がこわれ、ライーヤットたちの土地と作物とは水浸しでだめになってしまいました。私はザミーンダールですので、ライーヤットたちを破滅から守らぬわけにはまいりませんでした。支払いをすませるために時間の余裕を与え、私にできるかぎりかれらを気楽にさせました……（同前）

* 'rent' と英訳されたベンガリーまたはペルシア語が何であったかは不明である。

** *ḍila*,（zilla, zillah と綴るのが通例）は〈区例〉、〈地域〉。*māṯhaut* の原義は（人頭税）であるがふつうには臨時の課徴をさす。*ḍilaʿdārī māṯhaut* は、一定地域の首長（ザミーンダールなど）の徴収する臨時の課徴で、*baʿḍī jamʿ* の一構成要素である。

以上傍点の部分は、ザミーンダールが単純に国家の収租請負人（国家と農民との間の「中間者」）としては規定されえないことを、明瞭に示す。かかる発想をザミーンダールがしている点に問題がある。但しこの文言からザミーンダールを寛大な営農家と結論しえぬことは、拙稿二第五節（11）註で述べた。

(26) 市場設置料・通関料と漁場使用料・放牧料などをふくむ *sāʿir*（*sāyer*）は、拙稿二第六節に述べたごとく、ザミーンダールの領主的権益の内容として理解されるから、*sāʿir* と *mal* との併存する理由は自明であろう。

(27) (25) 訳文参照。これによるとザミーンダールは治水工事の費用を農民から徴発しており、それがいかなる形態をとったかは明瞭でないが、いずれにせよ治水がムガル国家の直接的事業でなかったことは確かである。しかも N. K. Sinha, *op cit.*, vol. 2, *pp.* 120–121. に明らかなように、ラージュシャーヒーのザミーンダールは開発首長の出自ではない。継承・吸収を想定する所以である。

なお治水工事はビハール州ではみるべきものがなかった。必要度が低かったのであろう（F. Buchanan, Bhagalpur, *p.* 450; *Do.* Patna, *etc.*, *p.* 537.）。

(28) バラモンたちは「村神」を邪神・悪霊（*bhāt devatā*）とよぶが、礼拝しないわけではない。「村神」は神像になっておらず、自然のままの石や土塊のかたちで礼拝され、巫祝・祈禱師的な神職を伴っていた。「村神」はすべての身分・階層の人びとによって、厄除け神として祀られていたらしい。「村神」の中にはヴィシュヌの化身やシヴァの配偶に付会された地母神もあるが、それ以外の部族神的なものも多い（F. Buchanan, Bhagalpur, *pp.* 269–270; *Do.*, Patna, *etc.*, *pp.* 361–363.）。石や土塊の神々がいわゆるヒンドゥーのパンテオンの神々や、第二節註（12）に記したザミーンダール家の守護神とともに礼拝されるということは、いくつかの重要な問題を示唆するが、他日考察したい。なおムスリムの問題も当然考察の対象とならねばならないが、私は農村社会の次元では過大視の必要はないと思う。この点については Bhagalpur, p. 208; *Do.* An Account of the District of Purnea in 1809–10, Patna, 1928, *p.* 188. 参照。「村神」については地域・時代を異にするが J. Dupuis, Madras et le nord du Coromandel, Paris, 1960, *pp.* 59–61. が参考になる。具体的には社会人類学資料からの追求が必要である。

(29) 公租を免ぜられたいわゆるザミーンダールの私的保有地（拙稿二第三節参照）の少くとも一部分では、賦役（労働地代）が行なわれていたとみるべきであろう。R. Guha & A. Mitra, *ed.*, Burdwan, Letters Issued, *Introd.*, *pp.* lxv–lxvii. 参照。

(30) (25) 訳文参照。

(31) この点と関連して羽仁氏が、インド社会発展の特質をより古い諸関係が完全に解体されないままそれと融合したかたちで新たな諸関係が形成されることに求めたのは非常な卓見であるが（同氏前掲書三三—四二頁）、融合＝停滞の契機の指摘に急で解体＝発展の契機への考察が不足している。

因みにブキャナンの土地利用推計表から、米作地（夏・冬・春収穫、単・混・輪作、二期作通算）、そのうち殊に重要な冬収米作地と小麦作地（単・混・輪作通算）の総耕地面積中に占める割合を算出すると、別掲のようになる。もちろん原資料は推計にすぎないから、完全に精確とはいえないが、これから次の推定を下すことができるであろう。つまり、米作地の比重はベンガルから現在のウッタル＝プラデーシュに移るに従って減じているにせよ、また米作地の全部が相当規模の人工灌漑下に必ずしもおかれていなかったとしても、米作地率が三分の一ないし四分の三と推定されることは、間接的ながら地主的水利体系の下にある人工灌漑への依存度が高く、その設営と稼動に関連したなんらかの労働組織の形成・展開を推測せしめるもの

| 県　　名 | 総耕地 | 米作地 | 冬米作地 | 収穫 | 小麦作地 |
|---|---|---|---|---|---|
| Rangpur | 100% | 81% | 53% | | 2% |
| Purniya | 100% | 70% | 47% | | 5% |
| Bhagalpur | 100% | 54% | 47% | | 8% |
| Patna, Gaya | 100% | 60% | 58% | | 9% |
| Shahabad | 100% | 60% | 39% | | 16% |
| Gorakhpur 北部 | 100% | 33% | 9% | | 22% |

(出所) F. Buchanan, Patna and Behar, *pp.* 739–748; R. M. Martin, *op cit*, vol. I, *App.* 48–49, vol. II, *App.*, *pp.* 3–5, 13–14, vol. III, *pp.* 699–701, 708–709.

1810年前後の土地利用状況推計

といってよい。繰り返しになるが、かかる基本的条件への依存が存続する限り、農民的水利体系の成長による先行諸関係の解体不全は不可避でありその不完全な解体から派生する二次的な集団の規模も自ずから限定されざるをえないであろう。

(32) Report on the State of Burdwan Bunds by J. Parlby, dated 26. Mar. 1791 (A. Mitra, *ed.*, Burdwan Letters Received, *1788–1802*, Calcutta, 1965, *p.* 150.) によると、河川が氾濫する時に農民が自然に形成された河岸をこわして、水を稲作地にとり入れることがひろく行なわれていたというが、このようなことが行なわれうるためには、一方では近隣の農民たちによる一定の水管理組織なり慣行なりが存在し、他方ではかかる水採取が大きな水害の原因になるのを未然に防止するような、より大きな規模での治水工事がなければならないはずである。また Letter from S. Blackburn to the Collector of Moorshedabad, dated 6. Jul. 1799. と、これに添付した前日付の Letter from J. Parlby to S. Blackburn (S. K. Bose & A. Mitra, *ed.*, *op cit. p.*, 431.) によると、ブラックバーン(インデイゴ＝プランター)経営の工場の前にあるザミーンダーリー＝バンドを、かれと契約中の農民たちに修築させるつもりだったが、かれらが工事を遅滞するので、かれが自費を投じて工事をしなければならない、と述べてある。これも局地的水利工事と運営の組織が、非契約者をもふくむ全体としての農民側にあったことを示すものではなかろうか。

(33) ペイデン＝パウエルがこれらの外来者を「上級領主(overlord)」とよび、「上級領主権(overlordship)」成立をもって「共同所有型村落」形成の契機とみたことは、周知の所であるが、私にはむしろ「上級領主」が在来の農業生産といかにかかわりあうに至ったかが関心の的である、この点の解明は容易でないであろうが。

(34) 拙稿一第二・七節、同二第五・七節、同五第三節註(28)参照。

(35) 拙稿一第二節、同五第三節参照。農民たるクド＝ライーヤットの原型は、開発者集団の構成した家父長的農業経営体における首長の下級共同経営者ともいうべき性格をもっており、それゆえに家産首長や「上級領主」によっても排除されえない土

地占取権を享受するに至ったものと、考えられないであろうか。H. Goetz, *a. a. O.* はインド諸地域の多様かつ複雑な灌漑の体系を要述して、それらの施設・設備が農民の労役（Arbeitsdienst）によるものである、と論じているが、私はその場合の農民の規定性を右のごとく扱って誤たないと思う。農民は家父長的集団に属するものとして、王侯等の労役賦課の対象とされるのであり、かかる状態をもし「総体的奴隷制」と称しうるとすれば、それからたぶんいくつかの中間段階を経て、『『封建的』隷農」の域に至るのである。しかも「総体的奴隷制」下の農民は潜勢的には「『封建的』隷農」であり、「封建的」段階の農民といえども、労役賦課主体が王朝国家の君主でなくザミーンダールのごとき地域的首長に替ったにせよ、なおその首長によって「総体的奴隷制」的支配を受ける、という傾向を免れなかったのではなかろうか。

(36) ムガル国家の地方行政単位たるパルガナ（parganah）がザミーンダールの属する部族またはカーストの領域と一致することを想起せよ。I. Habid, *op cit, pp.* 160–162. 参照。

## 五　むすびにかえて

**二五**　以上私は、旧稿の所説を再検討しつつ、「封建的」社会と考えたものに内在する「アジア的」特質を素描してきた。それを概括するならば、ザミーンダールとライーヤットとの関係の原型とみなれる家父長的な農業共同体もしくは経営体の構成が、社会の基層構造として持続してきたことであり、それを示すものが祭儀・神事料の徴収と水をめぐる農制とであった。問題はここを出発点として次にどこに研究の照準を定めるかであろう。本節ではむすびにかえて、十九世紀初期のベンガル・ビハール地方社会史の問題点を略述する。

世上しばしばいわれるように、植民地政府の土地=地租政策は確かにインド史上はじめて「私的土地所有」をもたらしたものであり、それは「革命的」意義を担ったことがらではあったが、土地所有を単なる法律的範疇としてでなく、生産関係として生産力の体系として把えるとすれば、われわれはその政策をいかに評価しうるであろうか。また法制

措置を通して創出された「私的土地所有者」は、はたして近代的な、たとえば政治組織や身分的秩序などとはいちお断絶・遊離した所の、所有者であったろうか。これらの点について十九世紀初頭までの問題点をふりかえってみよう。

**二六**　植民地政府の土地＝地租政策の結果として、旧来のザミーンダール層が没落し替って商人層が土地を購入してザミーンダールとなったことは、周知の事実であるが、政策の影響・効果が農業生産の上にいかにあらわれたかはこれまでほとんど検討されていない。本節で提示することはかかる問題の研究のための一端緒である。

ビハールのザミーンダールが農業水利において主導的な役割をはたしたことは先述したが、シャーハーバード県でのF＝ブキャナンの所見は、この問題と植民地支配の農業への影響とを関連づけて考える上で、極めて重要な素材を提供するものである。すなわちかれは、かれの調査旅行の時点において、ザミーンダールが灌漑をおろそかにし、ために米作が減退しつつあること、そして灌漑の縮少ないし放棄の一因がザミーンダールの負債状態にあること、を指摘している。(1) ザミーンダーリー永代定租制下の地租賦課額が過重なため、ザミーンダール層の債務が増大し遂には土地売却にまで至ったことはつとに指摘されているが、それが農業生産の上にまでかかる影響を及ぼしたことは、至って重大といわなければならない。こんにちの常識ではビハール州はむしろ小麦作地帯とされ、米作地帯には数えないのがふつうであるが、(2) 以上の状況から考えるならば速断はできないにせよ、植民地支配時代の土地＝地租政策の間接的効果・影響として主要作物の転換が起ったとみることができるかもしれない。

ベンガルのガンガー河デルタ地域では、古くからの堰堤の損壊甚だしく、ザミーンダールはこれが補修・新設を怠っていることが、十八世紀末期には既に確認できるのであるが、これまた高額地租収取のもたらした所とみて疑いあるまい。(3) 同時にここには別個のやはり重大な問題が伏在する。ザミーンダールが灌漑・治水事業放棄によって農業生産にお

ける一定の主導的役割をも失うに至ることは、ザミーンダールとライーヤットの関係がもはや家父長的農業共同体の首長と従属成員＝下級共同経営者という色彩を稀薄にし、両者の間の階級的矛盾・敵対の相をより顕在化させて行くものと予想されるからである。ザミーンダールの農業生産からの遊離は植民地時代以前から既にみられた所ではあった。[4] しかしなおそのようなザミーンダールが治水の責に任じ、ライーヤットの守護者たる自覚をもったことは、ラーニー＝バヴァーニーの証言に明らかであった。ザミーンダールが植民地支配期を通じて、農業生産から完全に遊離した寄生的地代収取者に転化して行ったことは、もはや贅言を要しない所であるが、今後に考察を要するのは、然らば殊に治水や灌漑の設備施設を設営・掌握することによって農業生産の主導権をとるに至った階層は何であったか、という問題である。商品作物栽培の浸透や農民反乱の問題とも関連させつつ、今後の検討解明にまたなければならないが理論的な問題として予期すべきは、「アジア的」特質なるものが植民地支配の展開の中でいかなる役割をはたし、いかなる変質をとげるかであろう。[5]

**二七**　次に植民地政府の土地＝地租政策――ここではザミーンダーリー永代定租制のみをとりあげるが――を制度面について要説するならば、㈠ザミーンダールの裁判権・警察権を法制的に否定し、これらを植民地政府の機構に吸収したこと、㈡地租の支払い不能におちいったザミーンダールに対しては、滞納額相当の土地の差抑え・競売による回収を強制したこと、㈢少くとも法律上はザミーンダールの地代収取に一定の制限を課したこと、㈣クド＝カーシュト＝ライーヤットの慣習的土地占取権は法制化の対象とならず、かれらは小作契約を結ぶ借地人に擬せられたこと、の四点が重要である。すなわち㈠㈣はともにザミーンダールの土地所有権を近代的かつ私的なものとして確定したかにみえるが、㈡に明らかなごとくそれは所有者の地租納入義務の対抗を受けかつ後者が優位に立つのであり、㈢は一八一二

年に解除されはするものの、そしてそれ以前とても実効はなかったものの、やはり土地所有権の制限には相違なかった。このようにみるならば植民地政府による法定土地所有権は、地租納入義務をいわば担保とする制限された内容の権利であって、絶対性をその内容とする近代的所有権からは程遠いものであったといいうる。

かかる擬制的近代性に加えて、植民地政府はザミーンダール層を統治機構の末端に動員し、裁判所や警察署の属僚に任用した。[6] 換言すれば在来の「アジア的」・「封建的」社会構造を再編して、イギリス資本主義のインド農民支配――このことがことばの完全な意味で実現するのは、一八一三年以後のことである――の基礎を固めたものである。

従って私は、ザミーンダーリー永代定租制をもって、土地制度の近代化とはみなしえず、むしろ植民地支配のための「アジア的」・「封建的」秩序の再編成と考えたい。

イギリス資本主義の植民地支配の下での「封建的」諸関係の推移を、その「封建的」諸関係の基層構造をなす「アジア的」特質の変動とともに解明することが、植民地時代史の中心をなすひとつの問題ではないかと、私は考える。その試みの中に、いわゆる近代から現代への社会史上の問題のつながりを求めてみたい。

(1) F. Buchanan, Shahabad, *pp.* 322–323.

(2) G. B. Jathar & S. G. Beri, *op cit.*, vol. 1, *pp.* 138–141; O. H. K. Spate, *op cit.*, *pp.* 212–217, Figs. 47–49. 参照。また十九世紀初期のF＝ブキャナンはビハール諸県の最重要作物を米とし食用穀物の記述を米から起しているが、今世紀初期のG＝A＝グリアソン (*op cit.*, *pp.* 213*ff.*) はこれを小麦からはじめている。なお R. L. M. Ghose, *et p.*, *op cit.*, *pp.* 6–8, 300–301. によると、分離独立後のインド連邦で米作地率がもっとも高いのはビハール州であるが、これは東パキスタンを除外しての数値であり、しかも小麦作地には言及していない。

(3) 例えば、Report of the State of Burdwan by J. Parlby, dated 26. Mar. 1791 (A. Mitra, *ed.*, *op cit.*, *p.* 150); Letter from the Asst. Collector of Burdwan to the Board of Revenue, dated 14. Dec. 1797 (R. Guha & A. Mitra, *ed.*, *op cit.*, *pp.*

304–305); Letter from the Secretary to the Board of Revenue to the Collector of Midnapor, dated 18. Mar. 1796 (J. C. Sengupta & S. K. Bose, *ed., op cit., p.* 675.); Letter from the Sub-Secretary to the Board of Revenue to the Collector of Moorshedabad, dated 19. Apr. 1799. (S. K. Bose & J. C. Sengupta, *ed., op cit., pp.* 412.). 参照。他にも多くの資料があるが、これらはいずれもザミーンダールが水利事業を実行しえなくなっている状況を認めている。会社政府は必要に応じてはザミーンダーリー＝バンドの修築費を支出しているが、原則はあくまでザミーンダールに領地内の堰堤工事の責任を負わせることであった。法律上の規定については、J. E. Colebrooke (*ed.*), Digest, vol. 2, *pp.* 113–115. 参照。

(4) 拙稿二第五節参照。但し領地狭小なばあいには、当然事情を異にしたであろう。

(5) 羽仁五郎氏はインドの資本主義化を必然なるものとし「かの特殊なる村落共同体乃至カスト制度の全アジア的構造のいわゆる『特殊性』」は、所詮近代においては「資本主義帝国主義の階級的搾取機構」によって利用されるものにすぎず、結局はインド＝プロレタリアート形成の前提条件としてのみ意味をもつ、といういわば普遍史的理解を示した（前掲書六四—六六ページ）。

(6) 拙稿七第二節参照。

付記　脱稿後に、福富正実・編訳「アジア的生産様式論争の復活」（一九六九年　未来社）と、松井透・山崎利男・共編著「インド史における土地制度と権力構造」（同　東大出版会）が出版された。ともに本稿の所論と関わり深い論考を収めてあるが、本稿の論旨展開に利用する暇のなかったことを、ことわっておきたい。